

## 朝倉市建設工事最低制限価格制度要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び第167条の13に規定する、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」と認められる場合の基準及び事務の取扱いについて定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 この制度の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、競争入札に付する工事とする。

### (最低制限価格の算定)

第3条 最低制限価格の算定は、次のとおりとする。

(1) 予定価格の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額を最低制限比較価格とし、その額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額を最低制限価格とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 特に必要があると認める場合には、前号の算定方法にかかわらず、適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

### (最低制限価格の設定)

第4条 対象工事等に係る請負契約等を競争入札に付そうとする場合において、最低制限価格を設定するときは決裁を受けるものとする。

### (最低制限価格調書の作成)

第5条 最低制限価格を設定したときは、「予定価格調書」の下段に「最低制限価格調書」（様式1）を作成する。

### (最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、一般競争入札にあっては入札説明書に、指名競争入札にあっては「指名通知書」（様式2）にその旨を明記し、事前公表する場合はその金額を併記する。また、入札担当課長は、入札執行の際に最低制限価格が設定されていることを説明するものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格制度の対象外)

第8条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成20年6月23日改正)

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月24日改正)

(施行期日)

1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の朝倉市建設工事最低制限価格制度要領の規定は、この要領の施行の日以後に朝倉市請負業者指名委員会に付議された事項について適用し、同日前に付議された事項については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年10月19日改正)

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月12日改正)

(施行期日)

1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の朝倉市建設工事最低制限価格制度要領の規定は、この要領の施行の日以後に朝倉市請負業者指名委員会に付議された事項について適用し、同日前に付議された事項については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年4月1日改正)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日改正)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日改正)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月1日改正）

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。